

令和5年度 「滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWA T）」 養成研修 開催要項

1. 趣 旨

高齢者・障害者・子どもなど災害時に福祉的な配慮や支援が必要となる方（要配慮者）の二次的な被害（状態の重度化、関連死など）を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、滋賀県では福祉専門職によるチームとして「滋賀県災害福祉支援チーム」（しがDWA T）を設置することとしています。

本研修会は、しがDWA Tのチーム員として活動に必要な知識・技術を習得することを目的として開催します。

2. 主 催

滋賀県、滋賀の縁創造実践センター 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

3. 協 力

一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会、滋賀県児童成人福祉施設協議会、
一般社団法人滋賀県保育協議会、滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
公益社団法人滋賀県社会福祉士会、一般社団法人滋賀県介護福祉士会
滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会
一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会、滋賀県介護支援専門員連絡協議会

4. 日時・会場

令和5年6月30日（金） 10時～17時

滋賀県危機管理センター（大津市京町四丁目1-1） 1階災害対策室1（会議室1）

5. 定 員

30名程度

6. 受講対象

社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員 保育士 精神保健福祉士 管理栄養士 その他

7. 研修内容（予定）

災害時における要配慮者の状況、DWATの機能と実際の支援展開を学ぶ講義・演習

説明	災害派遣福祉チーム（DWAT）とは
導入	事前学習動画のポイント振り返り、参加者自己紹介
演習	被災地・被災者がおかれる状況とDWATの活動 内容：災害発生からの被災地等の状況を俯瞰しつつ、DWATの派遣から撤収までの一連の流れを理解すると共に、被災者がおかれる状況を理解する
講義	避難所生活とDWATの役割 内容：避難所や避難生活の理解、災害時要配慮者や避難生活上の困り事への支援とDWATの役割や機能、法令や特例措置について、その他
演習	避難所における被災者支援活動 内容：避難所フォトランゲージ、アセスメント演習など
まとめ	DWATにおける被災者支援の視点

適時、休憩を含みます。災害関連法令について各講義内で説明します。

8. 講師

○ 栗原英文氏

一般社団法人 FEEL Do 代表理事

滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会 アドバイザー

○ 菅原清香氏

一般社団法人 FEEL Do 理事・事務局

くらしの学びサポートオフィス HumanBeing 代表

9. 事前学習動画

事前に動画配信する学習動画（70分程度）を視聴してから研修にご参加ください。
（視聴いただく動画は、申込者メールアドレス宛てに案内メールをお送りする予定です。）

10. 申込期限

令和5年6月9日（金）受講申込（受講者→各団体）

各協定団体は申込者を取りまとめの上、令和5年6月16日（金）までに県社協宛てに申し込みください。

11. 修了者の登録

研修修了者については、しが DWAT チーム員として登録いたします。チーム員登録には所属・団体の了解を得たうえで、『しが DWAT チーム員登録届出書（様式第 3 号）』を別紙受講申込書と合わせてご提出ください。

12. 報告方法

受講者は別紙受講申込書及び『しが DWAT チーム員登録届出書（様式第 3 号）』に必要事項を記入の上、各協定団体に F A X またはメールにて送付してください。各協定団体は受講者を取りまとめていただき、上記 2 点を下記あてメールにて送付ください。なお、本会より受講者へ直接受講決定通知を送付いたします。

13. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
地域福祉課 地域福祉係（担当 北野・坂本）
TEL 077-567-3924 FAX 077-567-5160
Mail vc1@shigashakyo.jp